

労務管理講座 ④1

育児 介護休業法について(1)

メンターネットワーク
社会保険労務士
小森谷 一恵

前回まで、労働安全衛生法についてご紹介してまいりました。今回からは、近年、話題の多い育児 介護休業法についてお話ししましょう。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(略して「育児 介護休業法」)は、育児休業または介護休業に関する制度並びに子の看護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育または家族の介護を容易にするため勤務時間短縮など事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育または家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を行うことにより、子の養育または家族の介護を行う労働者等の雇用の継続および再就職の促進を図ることを目的として平成3年に制定された法律です。

初めに育児関係のお話から進めてまいりましょう。

1. 育児休業とは・・・?

育児休業とは、原則として1歳に満たない子を養育する男女労働者が申し出ることにより取得できる休暇です。最近、あまりお聞きしなくなりましたが、育児休業できるのは、女性だけと思い込んでいる方もいらっしゃるようですが、育児休業は、一定の要件を満たせば男性でも女性でも取得することができます。なお、平成17年4月以降法改正により、保育所の申込みをしているが空き待ちといった状態等であれば、子が1歳以上1歳6ヵ月未満の間についても育児休業の申し出ができることになりました。

2. 育児休業の対象から除かれる者

しかしながら、働く人全てが、誰でも育児休業することができるわけではありません。法律上、育児休業から除外されている人がいます。

《法律上の適用除外》

日々雇用される者(日雇労働者)

期間を定めて雇用される者(期間契約社員)

ただし、契約社員については、平成17年4月1日以降法改正により、その事業主に雇用された期間が1年以上であり、かつ、養育する子が1歳になった後も引き続き雇用

される予定であれば育児休業することができるようになっています。

その他、労使協定により、育児休業の適用が除外される人がいます。

《労使協定による適用除外》

勤続年数1年未満の者

配偶者等が養育できる者

育児休業の申出日から1年以内(1歳以上1歳6ヵ月までの休業については6ヵ月以内)に退社予定の者

1週間の所定労働日数が2日以下の者

労使協定とは、過半数の労働者で組織する労働組合がある場合は、その労働組合、過半数の労働者で組織する労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者と使用者との書面による協定をいいます。つまり、使用者と労働者、両者が合意すれば上記 ~ について育児休業の対象から除くことができるわけです。

3. 育児休業の手続き

育児休業は、育児休業開始予定日と育児休業終了予定日を明らかにして育児休業開始予定日の1ヵ月前(1歳以上1歳6ヵ月までの休業については2週間前)までに申し出ることが必要です。

出産予定日より早い出産等については、1回に限り当初の育児休業開始予定日を繰上げることが認められています。一方、当初の育児休業終了予定日の1ヵ月前(1歳以上1歳6ヵ月までの休業については2週間前)までに申し出ることにより1回に限り、育児休業終了予定日を繰下げることができます。

なお、労働者の申し出による育児休業開始予定日の繰下げ、育児休業終了予定日の繰上げについては、法律上は特に規定がなく、事業主はこれを認めなくとも差し支えないと解釈されています。

4. 育児休業の期間

育児休業期間は、本人が申し出た育児休業開始予定日から育児休業終了予定日までとなりますが、最大、原則として子が1歳に達するまで間です。なお、前述のとおり一定の要件に該当する場合は、子が1歳以上1歳6ヵ月未満の間についても育児休業が認められます。

法人協会ニュース

新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会 & 食糧部会が開催されました

7月31日、第5回となる同検討会に、委員として石川の北村さん〔有〕六星生産組合 代表〕が参加され、議論が行われました。

経営所得安定対策等実施要項」等を中心に説明が行われ、協議の結果、国が主導してきた生産調整について平成19年度産から農業者・農業団体が主体となる仕組みに替えるとする事務局とりまとめ案が了承されました。委員からは、移行にあたって重要な役割を担う地域協議会の機能強化、行政の支援、新システム移行後の検証作業等が必要である旨の意見陳述がありました。

北村さんは「いよいよ農業者が主体的に生産調整を担うこととなり、その責任を自覚している。運営にあたっては国の考え方がきちんと地方に届かなければならない。当協会でも生産調整方針作成者になろうという運動を行っているが生産調整方針作成者(になろうとする者)を支援する体制の整備をお願いする」旨の意見を述べられました。

同日午後、食糧・農業・農村政策審議会の食糧部会が開催されました。秋田の藤岡さん〔有〕藤岡農産 代表〕が委員として参加した本会では、先の「新たな需給調整システム～検討会」での検討を踏まえ、米の需給 価格基本指針が決められました。

農水省経営局長が変わられました

8月1日、農林水産省内での人事異動が行われました。これまでお世話になっておりました、井手道雄 局長は官房長に昇格され、新たに高橋 博氏が経営局長とされました。また、石原葵事務次官は退任し、後任に小林芳雄 水産庁長官を起用されました。

農地・農業用水等の資源保全施策検討会の論点整理についての意見 情報の募集

農水省が「農地・農業用水等の資源保全施策検討会の論点整理についての意見 情報の募集」について、広く意見 情報を募集しています。ご意見がございましたらお寄せ下さい。

意見 情報の提出方法

- (1) 農林水産省ホームページにおいて提出
- (2) 郵便

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省農村振興局企画部事業計画課総合企画班宛
(3) ファクシミリ
03-3501-8358
3 意見 情報の提出の締切日 : 8月25日

社団法人日本アグリビジネスセンター 新商品 新技術開発プロジェクトを応募!

この事業は、認定農業者等から新商品 新技術のアイデアを募集し、審査委員会で選定されたアイデアを実現させるための支援を行います。「これは!」という発想や計画がありましたら、奮ってご参加下さい。

応募資格 認定農業者を中心とする農業法人又は任意団体、市町村担い手団体、特定農業団体、特定農業法人、農業サービス事業体など。

開発分野 新商品 新技術の研究開発分野は、未利用農畜産物を活用した加工食品の開発や製品化、高付加価値商品の開発、伝統的食品加工の高度化技術、新規作物・地域特産物の加工技術など。

募集期間 : 平成18年7月28日から8月21日です。

開発助成 : 1課題 200万円以下。

選定 : 寄せられた課題は、学識経験者などからなる審査委員会で審査し、選定されます。

応募先 社団法人日本アグリビジネスセンター
応募用紙 同センター HPよりダウンロードしてください。
<http://www.abc-japan.or.jp/propo/propo/18/gaiyou.html>
応募方法 郵送又は E-mail(naas@sepia.ocn.ne.jp)、
締切 : 8月21日 17:00

アグリビジネス経営塾 第303号

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。
社団法人日本農業法人協会
(HP <http://www.hojn.or.jp/>)
TEL: 03-5156-0365/ FAX: 03-5156-0366
MAIL: juku@hojn.or.jp

© (社)日本農業法人協会 2006
本紙掲載記事の無断転載を禁じます。